

社会福祉法人 たつみ会

評議員報酬規程

社会福祉法人たつみ会
評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 たつみ会(以下「当法人」という)定款第八条の規定に基づき、評議員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 評議員には、次の通り報酬を支給する。

評議員会への出席1回につき、日額10,000円に源泉所得税を加えた額の報酬を支給する。また、交通費として、実費弁償費5,000円を支給する。交通費の実費が、実費弁償費5,000円を超える場合には、その実費とする。

(報酬等の支給方法)

第3条 評議員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して、現金で支給する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する